

# ジョン・ダニエル・ワイルドの自然法論序論

— 古典的自然法論の歴史的展開 —

平 手 賢 治

1. 序 論
2. ワイルドの古典的自然法論の位置
3. ワイルドによる自然本性についての 5 つの意味
4. 古典的自然法論の歴史
5. 古典的自然法論逸脱の歴史
6. 結 語

## 1. 序 論

米国の傑出した哲学者ジョン・ダニエル・ワイルド (John Daniel Wild, April 10, 1902 ~ October 23, 1972) の、自然法論者としての見解を明らかにすることによって、古典的自然法論の概要を示したい (なお、水波 (1968) pp.151 ~ 8, 佐々木 (2000) pp.302 ~ 11, ロスバード (2003) pp.3 ~ 29, 参照)。そこで、本稿では、ワイルドが描く自然法の歴史的展開を詳細にたどることによって、古典的自然法論の基本的構成要素を明らかにする。従って、本稿は、自然法論者ワイルドの見解を本格的に論じるものではない (それは別稿にて論じる予定である)。端的に言えば、本稿は、ワイルドの自然法論を論じるための、基本的枠組の構築を図るものである。

本稿では、以下の順において、叙述が進められる。第 1 に、①自然法と形而上学との関係、②実存と価値との関係の 2 点を検討することによって、ワイルドの古典的自然法論の占める位置を示す (第 2 章)。第 2 に、ワイルドに倣い、自然本性という概念を 5 つの意味において分析し、自然本性の実存的構造を明らかにする (第 3 章)。第 3 に、古典的自然法論の基本的構成要素を提示するために、時と場所を隔てながらも古典的自然法論として歴史上登場した 6 つの見解を検討する (第 4 章)。第 4 に、一見自然法論に見えるが、その実自然法論ではない、古典的自然法論の 2 つの逸脱形態を取り上げる (第 5 章)。第 5 に、古典的自然法論の歴史的展開を通じて明らかとなった、自然法論の核心である基本的構成要素を提示したい (第 6 章)。

## 2. ワイルドの古典的自然法論の位置

倫理学の一般的な教科書は、〈人間精神は、自律的にそれ自身の道徳法を定める〉とのカント学派（義務論）と〈価値は、任意の衝動と欲求によって決定される〉との功利主義（帰結主義）を教える。しかし、カント学派と功利主義に分離する以前の古典的な倫理学（自然法倫理学、道徳的実在主義、徳の倫理学）に触れることはあまりない（なお、平手（2018）、参照）。蓋し、自然法倫理学は、すでに過去の学説であるとされるからであろう。現在では、自然法倫理学は、神律の分有による自然本性的な秩序についての神学的あるいは形而上学的な理論であるとし、見向きもされないのが現状である（なお、三島（1982）p.24、参照）。

### 2. 1 自然法論と形而上学との関係

しかし、ワイルドによれば、自然法論と神学との関係について、次のように述べることができる。確かに、道徳的実在主義は、その形而上学において、存在者のある超越的な源を指摘することを肯定する。しかし、道徳的実在主義において、存在者のある超越的な源を指摘することは「周辺の」である（Wild（1953）p.104）。確かに、ストア派は、自然法論を主張し、有神論的であった。しかし、倫理的な観点からのその主張の重点は、自然法は、宇宙の質料の活発な傾きを支配する秩序であり、任意のものではない点にある。同様に、聖トマス・アクィナスも、自然法は第一の宇宙的な行為者（在りて在る者）に源を有していると考え、倫理的観点からのその主張の重点は、自然法を恣意的なものとは考えない点にある。要するに、有神論対無神論という問題は、自己の方向づけに関する学である倫理学においては、周辺の形而上学の問題なのである。

では、道徳規範は、人間の利益や意見とは関係なく存在するものであるのか、それとも、人間が作ったものであるのか。自然法倫理学では、一定の道徳規範は、自然本性に根拠づけられており、単なる人間が定めた法に根拠づけられているのではないと考える。道徳法は、人間によって発明されたものというよりも、人間によって発見されたものとするのである。ワイルドは、この点を、次のように述べる。「人間によって作られていない規範は、実際、ある意味において、存在しているに違いない。規範は、物事の存在論的な構造に埋め込まれなければならない。規範は、人間の構築物ではなく、存在論的なカテゴリーである。……倫理学が責任ある学問であるならば、倫理学は、存在論に基づいて定立されなければならない」と（Wild（1953）p.105）。

### 2. 2 実存と価値との関係

では、如何にして、規範は現実の存在者に関係するのであろうか。価値に対する実存の関係について、①第1の立場は、存在するという働きは悪であり、善は存在しないことにある、②第2

の立場は、存在するという作用は、価値にとって中立的であり、善でもなければ、悪でもない、③第3の立場は、存在することは、善である、以上3つの立場が考えられる（Wild (1953) p.105）。

第1の立場は、実在主義においても、主観主義においても、退けられる。蓋し、私たちの経験上、様々な価値が実在することは明白だからである。しかも、もし、善が非実存であるならば、そもそも道徳的な研究は、その対象を失い、成立し得ないであろう。

第2の立場は、一般的に、主観主義において、受け入れられているものである。実存から価値を分離する立場である（事実と価値の二元論）。すなわち、実存/非実存は、評価的な側面から切り離されている。その結果、価値（と規範）は、任意の人間の利益（もしくは法令）によるものとなる。

しかしながら、非実存的な価値は決して善ではない<sup>1)</sup>。ワイルドが指摘する如く、「私たちが渴望するものは、非実存的な価値を獲得することではない。むしろ、実存の中へ、ある価値をもたらすことである」（Wild (1953) p.106）。従って、存在者から価値を分離することは、拒絶されなければならない。よって、第3の立場が、ワイルドとともに、支持されるべきである（なお、水波(2005)第3章、参照）。

なお、ここで、ワイルドは、自然法の特徴に言及する。第1に、ワイルドによれば、「一定の方向性において前進すべきその傾きを決定しながら、実在者の本質的な構造は、人間によって構成されるのではなく、変化する物事という存在者に他ならぬものに埋め込まれそして存在論的な分析によって発見される、自然本性的な規範である」。そして、第2に、かかる規範の普遍的な秩序（自然法秩序）は、「概して、有限な実在者の多方面にわたる傾きを支配し、そして、互いに調整する。宇宙の秩序というかかる概念は、実在主義的な倫理学の特徴でもある。人間が自然本性の部分として従う道徳法は、かかる普遍的な宇宙の秩序の特殊な局面である」（Wild (1953) pp.106～7）。

### 3. ワイルドによる自然本性についての5つの意味

以上より、規範は、実存それ自体の逃れ得ぬ類型に基づいている。変化する物事の働きにおいて明らかとなる、かかる規範の秩序に言及するために、成長あるいは変化を意味する自然本性（ピュシス）という言葉が用いられた。自然本性という言葉は、一つ概念で、幾つかの明確ではあるがしかし相関連する意味を持つ、統合的な機能を果たす言葉として、選ばれたのである（なお、三島(1993) pp.43～8、参照）。ワイルドは、その中でも、以下の5つの意味は、特に重要であるとする（Wild (1953) p.108）。

第1に、自然本性という言葉は、適合性という一般的な関係を表わすために用いられる。また、適合性という規範的な関係によって世界の中に秩序づけられるダイナミックな実在を表わすために用いられる（適合性としての自然本性）。

第2に、自然本性という言葉は、その規範的な傾きを規定する有限な実在者の形相あるいは一

定の構造を示している。また、これらの傾きを適合的に完成するであろう活動の種類を示している（傾きを規定する構造としての自然本性）。

第3に、自然本性という言葉は、形相によって規定された傾きを示す（傾きとしての自然本性）。

第4に、自然本性という言葉は、充足に向けてこれらの傾きを導くことによって、これらの傾きが適合している方向性を一般的に示す場合がある（傾きの本性適合的な方向性としての自然本性）。

第5に、自然本性という言葉は、実存的な充足の善き状態あるいは適合している状態を記述するために用いられる（充足（適合）状態としての自然本性）。

そして、ワイルドによれば、以上の根本的な存在論的構想が、自然本性の一部としての人間に適用された場合、以下の3つの倫理的な原理となる（Wild（1953）pp.108～9）。

第1に、道徳法は、「人間の願いあるいは法令に基づく任意の構成物では、決してない」。道徳法は、「人間の特殊な自然本性によって規定された本質的な傾きに基づいて」、定立されている。従って、道徳法は、「あらゆる場所のあらゆる人間に、平等に適用される、自然の法則」である。

第2に、人間の自然本性は、不完全（あるいは傾向的）である。これらの傾きを充足するために、人間の行為は、あらゆる人間に等しく適用される一定の法則によって支配されなければならない。しかし、人間には、人間以外の動物とは違い、理性による内省と意志による選択という働きがある（つまり、物理的な制約から解放されている）。そして、自然法に適合している行為は、有徳なものとなる（なお、自然法に適合している行為は、最終的な価値にとっての手段ではなく、「それ自体において目的」である点に注意すべきである）。

第3に、人間の善は、人間個人の実存的な充足である。個々の人間は、その種の他の構成員と一定の特性を共有しているために、かかる充足は、①「その人間の特殊な特徴と環境によって導き出される働き」と②「その人間がその種の他の構成員と共有する共通の傾きを完成することを求める働き」の2つの別の次元がある（なお、三島（1982）p.43、参照）。

## 4. 古典的自然法論の歴史

ワイルドは、時空を隔てながらも、評価の定まった、歴史上注目すべき見解として、以下の6名の古典的自然法論者を取り上げる。

### 4. 1 初期ストア派（紀元前400年～紀元前200年）

ストア派は、宇宙の隅々にまで広く行き渡っている内在的な法則に一致して、あらゆることが生じると考える。宇宙の秩序は、大きな粒子から構成される受動的な物質と細かい粒子から構成される能動的な物質という2つの普遍的な質料原理によって、維持される。特に、能動的な実体は、

炎（初期エーテル）とみなされ、植物の生長原因であり、動物の能動的な傾きの原因と考えられた。ストア派において、人間も含めた、生きている存在における、かかる能動的な力を示すために、自然本性という言葉が用いられる。従って、個々人は、自然本性によって、自分自身を保持するよう傾き、そして、自身固有の卓越性に向けて発展していくよう傾く。しかし、自ら自身についてのより深い認識を得、他者との社会的結びつきについてのより深い認識を得た時、自らを起点に広がっていく社会的諸集団を自ら自身と同一視し、世界市民として自分自身を考える。その結果、あらゆる人間の繁栄を、自分自身にとって固有なものとして、渴望する。初期ストア派は、このような仕方でも徳に行為することが、自然本性に合致して生活することになる、と考える（なお、三島（1993）pp.99～101、参照）。

確かに、初期ストア派は、プラトンの哲学及びアリストテレスの哲学を唯物論的に展開し、ある種の決定主義に向かったことも事実である。しかし、ワイルドによって、初期ストア派の見解に、古典的自然法論における5つの特徴がみられることが指摘される（Wild（1953）p.111）。

第1に、「世界は、客観的な道德規範の基盤である相互依存的な傾きの秩序である」（相互依存的な世界観）。

第2に、「人間個人は、人間があらゆる他の理性的な存在者と共有している、理性的な自然本性を有している」（理性的な自然本性の共有）。

第3に、「かかる自然本性は、もし人間生活が営まれるべきであるならば、完成した状態を求め一定の傾きを規定している」（卓越性に向けた傾向性）。

第4に、「徳は、自然本性に適合した、つまり、これらの傾きの適切な目標に向かった、これらの傾きの理性的な方向づけである」（徳による傾きの方向づけ）。

第5に、「このような充足は、幸福な生活あるいは祝福された生活である」（存在充足による目的の現実化（幸福））。

#### 4. 2 後期ストア派 マルクス・アウレリウス（A.D. 121～180）

次に、ワイルドは、後期ストア派のマルクス・アウレリウスを取り上げる。

第1に、マルクスは言う。「この宇宙にある万物の結合と相互の関係にしばしば想いを凝らせ。ある意味で万物は互いに編み合わされ、その点万物は互いに親和的である」（アウレリウス（2006）p.104）と。よって、マルクスは、相互依存的な世界観を認めているといえよう。

第2に、マルクスは、「自然〔本性〕のみに制御されているものとしてのおまえの自然〔本性〕が何を欲し求めているかを篤と観察せよ。次いでそれを行いそしてよしとせよ、もしそれにより動物としてのお前の自然〔本性〕が欲し求めるものが何であるかを精査し、理性的動物としてのおまえの自然〔本性〕がそのためより悪しき状態にならぬということならそれを受け入れよ」と述べる（アウレリウス（2006）p.176）。従って、マルクスは、傾きを規定する構造としての自然本性を前提としているといえよう。

第3に、マルクスは、「〔肉体という糸〕を操るものはかの内に隠れたもの。かのものは活動、かのものは生命、かのものは、言うべくんば、人間」と言う（アウレリウス（2006）p.193）。マルクスは、傾向的（活動的）な仕方、存在者を捉えている。さらに、マルクスは、「万有の『自然〔本性〕』は諸物に変化して同じ類いの新しいものを作り出すことほど好むものはない……。今在るものはある意味で、それから在ることになろうものの種子である」とする（アウレリウス（2006）p.64）。従って、マルクスは、卓越性に向けた傾向性を肯定する。

第4に、マルクスは、「ただおまえの『自然』の導くがままに為し、共通の『自然』の齎すがままにそれを受け入れること以外何一つ大事と思ひ込んでならぬ」とする（アウレリウス（2006）p.228）。従って、マルクスは、自然本性的な構造についての認識は、有徳な行為に導きであることを認めている。では、このような認識は、本当に客観的なのか。マルクスは、客観的であると答える。マルクス曰く、「自分は『自然』に即したいかなる言行をもなすに値する人間であると判定し、人々の悪口評判に説き伏せられぬようにせよ。……おまえはそれに気を配ることはやめ、個人的な『自然』と普遍的な『自然』とに従って真っ直ぐな道を進め。これらの二つの道は一つのものなのである」と（アウレリウス（2006）p.74）。

第5に、マルクスは、「それぞれのものが設えられた目的、それへとそれらは齎される。ところで、それが齎される先、そのなかにそのものの目的はある。目的のあるところ、そこにそれぞれのものの益と善はある」という（アウレリウス（2006）p.83）。従って、マルクスは、価値は、傾きの充足に存在すると考えていることが読み取れる。そして、マルクスは、「その残されたもの〔おまえに残された時間〕は僅かである。旅にあるごとくに生きよ。もし何処にあれば国家の中のごとく宇宙のなかに生きれば、此処も彼処も変わるところはない。人々をして、『自然〔本性〕』に即して生きる真なる人間〔であるおまえ〕を見さしめ語らしめよ」という（アウレリウス（2006）pp.183～4）。マルクスは、真なる自然本性は、自然本性の十分な現実化において初めて明らかになると考えている。

以上の分析により、ワイルドは、次の5つの原理を導き出す（Wild（1953）p.113）。

第1に、「規範は、人間によって作られたものではない。規範は、相互依存的な傾きについての自然本性的な秩序に基づいている」（相互依存的な世界観）。

第2に、「個々各々の実在者は、その実在者が同じ種の他の構成員と共有している自然本性を有している」（理性的な自然本性の共有）。

第3に、「かかる構造は、さらなる発展に向けた、広範囲の傾きを規定する」（卓越性に向けた傾向性）。

第4に、「人間の徳は、これらの自然本性的な目的に向けたこれらの自然本性的な傾きの理性的な方向づけにその本質がある」（徳による傾きの方向づけ）。

第5に、「かかる目的は、自然本性についての真の現実化あるいは充足である」（存在充足による目的に現実化）。

そして、ワイルドは、法の見方について、以下の2点を強調する。第1に、規範は、人間の欲

求とは関係なく、物事の本質に基づいて定立されていること、第2に、人間本性の一定の本質的な傾きを現実化（つまり、真なる人間生活の営みにとって求められる行為）についての、一般的な類型が、自然法であること、である（Wild (1953) p.113～4）。

#### 4. 3 聖トマス・アキナス（1225～1274）

ワイルドは、さらに、聖トマス・アキナスを取り上げる（なお、三島（1993）pp.166～93、平手（2016）、平手（2017）、参照）。聖トマスによれば、人間の魂は、実体的な形相である。すなわち、非質料的であり、身体とは別に存在することができるもっとも高度な知的そして意志的な部分である。それ故、ストア派の如く、物理的決定主義に陥ることはない。かかる点において、ストア派とは、重大な相違がある。しかしながら、トマス主義自然法論は、ストア派の古典的自然法論と、一定の類似性が存在することも事実である。そこで、聖トマスが、ストア派の分析によって得られた5つの基本原理をどう扱っているのかを、ワイルドに従って、みてみよう（Wild (1953) pp.114～5）。

第1に、聖トマスは、宇宙は互いに依存しそして神に依拠した実体の秩序であると捉える（ST I - II, q.47, a.3）。そして、かかる秩序は、自然本性によって、つまり、人間とは全く関係なく、定立されている。かかる秩序は、現実の客観的な規範の根底であると言える。

第2に、聖トマスは、個々の物事を規定し、そして、その物事の個々の働きを基礎づける、個々の物事の本質に言及するにあたって、自然本性という言葉を用いる（ST I, q.21, a.1, ad.4）。

第3に、聖トマスは、「すべての自然本性はその完成に向かって傾く」という運動の内的な源として、自然本性を捉えている（ST I, q.48, a.1）。

第4に、聖トマスは、理性こそが、秩序だったあるいは有徳な活動へと導くことができる（ST I, q.44, a.3）。そして、トマスは、「理性は自然本性的なる仕方善きものとして捉え、したがってまた働きを通じて追求すべきものというふう捉える……それゆえに、自然本性的な傾向性 *inclinatio naturalis* の段階・序列 *ordo* にしたがって自然法 *lex naturae* の諸々の規定が秩序づけられることになる」と述べる（ST I - II, q.94, a.2, アキナス（1977）, pp.72～3）。従って、私たちが行為すべきとして有徳に行為することは、自然本性によって指示された秩序と適合一致して、私たちの傾きを方向づけることである。

第5に、聖トマスは、実在者は、それが実際に存在する限り善であるとする。蓋し、あらゆる働きは一定の卓越したものであるため、それが存在する限り実在者は、働きにおいて、そして、完全な仕方、存在するからである（ST I, q.5, a.3）。一方、存在しないことは、それが実際に存在するが一定の実存を欠く限りにおいて、悪である（ST I, q.5, a.3, ad.2）。悪は、逸脱であり、欠乏である。従って、ワイルドが指摘するように、ある実在者にとって善であるものは、それ自体を活性化させる。真に実在者を実際にそうであるところのものにする。それ故に、人間にとっての善は、最も高度な程度まで人間の力を現実化しながら、真なる人間生活を営むことである（Wild

(1953) p.115)。

以上を踏まえ、ワイルドは、自然法の概要を次のようにまとめる。「自然本性の世界は、大いなるダイナミックな秩序である。その大いなるダイナミックな秩序において、様々な存在者の様々な傾きについての広大な配置が行われ続けそして互いに影響を及ぼしあう。各々の実在者は、その実在者が一定の仕方で行為するよう規定する一定の構造によって特徴づけられる。その傾きがそれらの自然本性的な充足に向けて方向づけられる限り、それは、健全な状態に存在する。その傾きが歪められあるいは妨げられた限りで、それは不健全でありそして悪である。人間を含む、あらゆる実在者にとって、自然本性に一致して存在することそして行為することは善である。一定の基本的な必要は、人間にとって共通である。もし、このような傾きが充足されるべきならば導かれるに違いない諸原理は、自然の法を構成する。それらの原理は、あらゆる場所のすべての人間にとって同一である」と (Wild (1953) pp.115 ~ 6)。

#### 4. 4 リチャード・フッカー (1553 ~ 1600)

ワイルドは、4人目の古典的自然法論者として、聖公会神学者リチャード・フッカーを取り上げる。

第1に、フッカーは、「というのも、私たちが、全世界及び世界のそれぞれの部分があまりにも簡略化されたものであると理解するが故に、各々の物事はその物事にとって自然本性的であるその働きだけを保持しさえすれば、それについて各々の物事は他の物事とさらにはそれ自身との両者を保持する」と述べる (Hooker (1888) p.89)。従って、フッカーは、各々の実体的な実在者は一定の自然本性を有しており (理性的な自然本性の共有)、かかる自然本性を現実化することによって、問題となっている実在者だけでなく、他のあらゆる物事を結びつける相互依存的な秩序を形成することを承認していると言えよう (相互依存的な世界観)。

第2に、フッカーは、「加えて、他のあらゆる物事は、それらが依然働きの状態にない、幾分かの可能性の状態にある。かかる原因の故に、あらゆる物事において、それらがそうであろう何かへ傾くところの、欲求あるいは欲望がある」と述べる。(Hooker (1888) p.72)。従って、フッカーは、有限な実在者の潜在性 (あるいは不完全性) を認め、あらゆる物事がその働きにおいてまだ達成していないさらなる卓越性に傾くことを肯定している (卓越性に向けた傾向性)。

第3に、フッカーは、「善は、あらゆる物事の自然本性の過程を観察することによって、それらあらゆる物事に続く。対照的に、悪は、あらゆる物事の自然本性の過程を観察しないことによって、あらゆる物事に続く」と指摘する (Hooker (1888) p.89)。すなわち、フッカーは、ある実在者の形相的な構造が、自然本性を充足する働きの過程を規定し、このような働きは、実在者にとっての善であることを指摘するのである (形相的な構造による傾きの方向づけ)。

第4に、フッカーは、「あらゆる物事が、それ [=あらゆる物事がそうなるであろう何か] においてあるとき、あらゆる物事は、現在そうであるあらゆる物事よりもより完全になるであろう。



卓越性は、善という概括的な名の下に含まれるあらゆるものである」とする（Hooker (1888) p.72）。善は、自然本性の傾きの現実化である。善は、まずは傾きを完成し、そして、さらなる完成に発展していく働きである。それ故、ワイルドが指摘するように、「善は、私たちがいかにあるべきかということであり、私たちがすべきことをすることは、善である」（Wild (1953) p.118）（善による目的の現実化）。

以上より、ワイルドは、フッカーを自然法の伝統を受け継ぐ実在主義的な哲学者と位置づける（Wild (1953) p.118）<sup>2)</sup>。

#### 4. 5 フーゴー・グロティウス（1583～1645）

では、フーゴー・グロティウスに移ろう（なお、三島（1993）pp.213～8、参照）。

第1に、グロティウスは、人間を含む動物は、自己保存だけでなく、他者の善き生までも導く傾きによって特徴づけられる、とする（グローチウス（1950a）pp.7～9）。かかる社会的衝動は、理性的な洞察によって強められている。従って、グロティウスにおいても、世界は、互いに依存する傾きの秩序としてみなされている（相互依存的な世界観）。

第2に、これらの傾きは、本質的な自然本性と各々の実在者の実存によって必然的に規定されている。グロティウスは、「自然法は、あまりにも、不変のものである故に、神ご自身によって変えることもできない。……同様に、神は、本質的に悪であるものを悪でないものにするにはできない」とする（グローチウス（1996a）pp.53～4）。従って、グロティウスは、規範は、「物事の本質に基づいて、そして、もし規範がいやしくも存在すべきならば規範がある程度適合しなければならぬところの宇宙的な秩序に基づいて、普遍的に定立される」ことを強調したと言える（Wild (1953) p.119）（理性的な自然本性の共有）。

第3に、グロティウスは、「動物は、生まれるや否や、自分自身に配慮するよう傾き、そして、その健康な状態が保たれるよう傾き、さらには、破壊及び破壊をもたらすようなあらゆる物事を避けるよう傾く」（グローチウス（1996a）pp.75～6）と述べ、実在者の自然本性によって規定される傾きに言及する。そして、グロティウスは、人間は様々な傾き（欲求）を有しているが、ストア派がオイケイオーシス（社交性）と呼ぶ理性的な仕方でも秩序づけられた平和な社会に対する欲求（傾き）の重要性を説く（グローチウス（1996a）p.8）（卓越性に向けた傾向性）。

第4に、グロティウスは、人間本性が求める基本的な必要を充足させる行為は、自然法によって、定められているとする。そして、「自然法とは、人間の理性的なそして社会的な自然本性に合致するか否かに基づく、ある働きについての道徳的な必要あるいは墮落についての正しい理性の判断である」とする（グローチウス（1996a）p.52）。つまり、グロティウスは、かかる自然法によって、人間本性の傾きを方向づけるのである（自然法による傾きの方向づけ）。

第5に、グロティウスは、人間本性を充足する協働的な活動を善であると考え、従って、例えば、「自身の便宜のために他人から物を奪うことは、自然本性に反する。……なぜならば、もしこのこ

とがまかり通ったならば、人間の一般生活はおそらく不可能になってしまうからである」(グローチウス (1996a) p.46)。よって、グロティウスも、完成に向けた傾きが妨害された状況にあることが悪であり、活動的な充足の状況にあることが善である、と捉える(存在充足による目的に現実化)。

以上より、ナショナリズムが勃興し、近代国民国家が誕生する中で、普遍的に妥当する共通の法秩序の存在を強調した国際法の父グロティウスを、ワイルドとともに、真正の古典的自然法論者ということができるであろう (Wild (1953) p.120)。

#### 4. 6 トマス・ペイン (1737 ~ 1809)

最後に、ワイルドは、18世紀の革命思想においても古典的自然法論の考えが存在したことを示すために、トマス・ペインを取り上げる。

第1に、ペインは、「私たちは、神の叡智をじっくり考えることを望んでいるのか。私たちは、理解を超えたすべてが支配される、不変の秩序において、神の叡智を理解する」と述べる (Paine (2005) p.46)。従って、ペインは、宇宙は、人間的営為を超えて、秩序づけられた全体であると考えている。ペインは、人間が自然の法則を変えることはできないと考えているとよい。

第2に、ペインによれば、自然本性は、あらゆる種類の運動と活動が規律されるところの法に他ならないとする。人間は、自然本性の秩序に属している。人間が、自然本性的な秩序において、人間生活を送るために、現実化されなければならない傾きを、自然権という。「自然権は、人間が実存しているということを理由に、人間に帰属するものである」(Paine (1999) p.30 [ペイン (1971) p.70])。従って、自然権は、法によって定立されるのではなく、自然本性によって定立される。このような自然本性は、あらゆる人間によって共有されている。従って、人間は、平等に創造されており、そして、その現実化に対する平等な機会が保障されるべきことになる。

第3に、ペインは、「自然本性は、人間を社会生活のために創造したので、自然本性は人間を自然本性が意図する目的に合致させた」とする (Paine (1999) p.107 [ペイン (1971) p. 212])。つまり、ペインは、社会契約によってではなく、自然本性によって、人間は社会的な存在者となっていることを指摘する<sup>3)</sup>。そして、理性は、自然本性的な社会的交わりへの傾き(必要)を理解した時、かかる必要を充足するための協働という行いを理解する。かかる洞察が、行為者によって主観的に感じられた現実化に向けた衝動と結びついて、いわゆる義務という感覚となる。従って、ペインが指摘するように、「権利宣言は、相関的に、そのまま義務宣言となる」(Paine (1999) p.69 [ペイン (1971) p.141])。

第5に、そもそも、人間の徳は、私たちが遂行すべき働きである。その徳は、人間の自然本性的な目的についての洞察、そして、このような目的に向けた初期の傾きに対する理性による方向づけについての洞察によって、明らかとなる。では、その目的とは何か。ワイルドによれば、それは、共同善、すなわち、「基本的な必要と正当な個人の望みが現実化されるところの協働的な活動を秩序化したもの」である (Wild (1953) p.122)。ペインも、「政府の形態あるいは構成は、それが何

であれ、一般の幸福以外のものを目的とすべきではない」とする（Paine (1999) p.145〔ペイン (1971) p.286〕）。勿論、ここでいう「幸福」は、効用という意味での快樂主義的なものではなく、存在充足という意味での実在主義的なものである。そして、ペインは、「政府は、国民的な結社に他ならない。そして、かかる〔国民的な〕結社の対象は、集合的であるだけでなく、個人的にも、すべての者の善である」とする（Paine (1999) p.136〔ペイン (1971) p.266〕）。ワイルドが指摘するように、「本当に共同善であるもののために働く場合、私は、私の善のためにも働いている。本当に私の善であるもののために働く場合、私は、共同善のためにも働いているのである」（Wild (1953) p.123）。

結論として、ワイルドは以下のように述べる。そもそも、「宇宙は、規則的な仕方です互いに支えあいながらの、依存的な傾きのダイナミックな秩序である。個々各々の実在者において必然的でありそして本質的であるものは、偶有的であるものと区別されることができる。人間人格は、人間が種のあらゆる他の構成員と共有している、一連のこのような本質的な特徴を有している。これらの特徴は、共通の必要と傾きを規定する。これらの特徴が明確に理解された場合、これらの特徴は、真正なそして実在主義的な倫理学の客観的な根拠を構成する」とする。それ故、ワイルドは、ペインを、「自然法哲学の中心的な伝統の真なる代表者」とみなさなければならないとする（Wild (1953) p.123）。

## 5. 古典的自然法論逸脱の歴史

では、古典的自然法論の逸脱者に目を向けよう。

### 5. 1 トマス・ホッブズ（1588～1679）

まず、ワイルドは、自然法論の逸脱者として、ホッブズを取り上げる（なお、三島（1993）pp.221～37、水波（1987）、参照）。ホッブズの見解は、あまりにも「エキセントリック」で、真なる自然法哲学の中核的なテーゼに決定的に対立する（Wild (1953) p.124）。

第1に、ホッブズは、自然本性的な秩序を如何に捉えているか。無限の創造者の実存、有限な存在者の偶有性を認めている（ホッブズ（1964）第31章）。しかし、「神でさえ、あらゆる理性的な理解を完全に超えそして意志と知性両者を欠いている、無限の力として考えられている。〔確かに、〕世界を構成する集団は、運動の法則に従う。各々がそれ自身を保持するよう傾く。しかし、絶えず、外部集団による破壊の脅威に晒されている」（Wild (1953) p.124）。よって、自然本性は、相互に支えあう傾きというよりもむしろ対立しあった傾きのカオスとして捉えられる。人間は、万人に対する万人の闘争の状態にある（ホッブズ（1954）pp.202～3）。通常、自然主義とは、自然本性は価値にとって中立的であることを意味した。しかし、ホッブズは、さらに一歩進める。自

然本性は、道德規範に肯定的な基盤を提供しない。それどころか、道德規範に対立しさえする。ホッブズにおいて、古典的自然法論は、完全に途絶している（なお、三島（1993）pp.224～5、参照）。

第2に、ホッブズは、自然本性を、同じ種の他の構成員と共有する必然的な傾きを規定するものと捉えるか。ホッブズは、唯物論者（質料主義者）であり、唯名論者でもある（なお、三島（1993）pp.222～3、参照）。ホッブズによれば、普遍的な概念は、自然本性において実存的なものの名前では決してなく、多くの物事にとって共通の、名前の名前であるとする（Hobbes（1839）pp.19～20）。そして、本質やあらゆる他の抽象的な名前は、論理の技法に属する人工的な言葉であり、私たちが実体それ自体を如何に考察するかという方法を示すに過ぎない（Hobbes（1840）p.309）。従って、ホッブズにおいて、本質と偶有との区別は、任意的でもあり、主観的でもある。その結果、自然本性の傾きが形相的な構造によって規定されるとの考えは、スコラ的な迷信として捨て去られる。というのも、何かが実体的な形相によって動かされあるいは生み出されるとは、スコラ主義者の空言で、無意味なことだからである（Hobbes（1839）p.531）。

第3に、ホッブズは、法を如何に捉えるか。古典的自然法論は、法を、人間という種のあらゆる構成員にとって共通の普遍的な傾きに根拠づけられているものと捉える。一方、ホッブズは、法を、主権的な支配者の力による、任意の人定法と捉える。法は、主権的な支配者による見返りの約束もしくは制裁による恐怖によって、実現される（ホッブズ（1964）p.310）。従って、ホッブズにおいて、政府が存在する以前に正義に適合しているあるいは正義に適合していないという事態はあり得ない。正義は、その内実を失っている。さらに、道德的実在主義は、十分な現実化に当たっての初期の傾きを導くものとして法を捉える。従って、法は自由に対立しない。しかし、ホッブズは、自由を、ある欲求を達成するための無制限の力として捉え、法は足枷であり、権利こそが自由であるとする（Hobbes（1841）p.186）。つまり、ホッブズは、自然本性的な必要の充足ではなく、任意の欲求を、権利として捉える（なお、三島（1993）pp.228～9、参照）。そして、人間は、社会に入るにあたって、自然権を放棄し、自然権を専制的な主権に委ねるとの結論に至る。

第4に、古典的自然法論において、善とは、本質的な傾きの現実化である。善の価値において、誰が善を望み、誰がその善に喜びを感じるかは、重要ではない。しかし、かかる実在主義的な構想を、ホッブズは決して受け入れない。なぜなら、唯物論（質料主義）は、主観主義に結びつくからである。ホッブズによれば、自分を喜ばせるものが善であり、自分を不快にさせるものが悪であるという。従って、善悪に一般的な区別はなく、各人異なっている。絶対的な善といったものはない（Hobbes（1841）p.32）。そして、規範は、流動的な欲求や主観的に感じられた喜びに基づいて定立される。

以上より、ワイルドは、「ホッブズは、自然法哲学の真なる代表者とみなすことはできない」と結論づける（Wild（1953）p.127）。

## 5. 2 ジョン・ロック（1632～1704）

次に、ワイルドは、ロックも自然法論の逸脱者と捉える（なお、三島（1993）pp.241～4、参照）。ただし、ワイルドは、ロックの存在論は明確ではないとする点に注意しなければならない（Wild（1953）p.128）。

第1に、ロックは、世界は傾向的な秩序であると捉えるのか。確かに、ロックは、有限な実在の偶有性を認めている。従って、ロックは、創造的な神の存在についての原因を認めている（ロック（1977）第4巻第10章）。影響的な作用因の考えも受け入れている。自然本性的な実在者は、互いに作用を及ぼし、そして、互いに影響を受けると捉える（ロック（1974）第2巻第21章、第26章）。しかし、ロックの主観主義的な理論は、自然本性的な実在者の現実の自然本性や内部的な構成を認識する私たちの能力を懐疑的にさせる。そして、自然本性的な秩序についてロックが言及することは極めてまれであり、自然本性的な秩序が生き生きとした役割をもって描かれているとは言い難い。確かに、ロックは、ホッブズの自然〔本性的な〕状態の構想を拒絶する（ロック（2010）pp.298～9）。しかし、自然〔本性的な〕状態の生は、容易ではなく安全ではないとし、その意味で、ホッブズの構想を維持している。よって、ワイルドは、ロックは世界を傾向的な秩序と捉えているとは確認できないとする（Wild（1953）p.128）。

第2に、ロックは、個々各々の実在者は偶有的な特徴から区別される安定的な本質的構造によって特徴づけられると捉えるか。ロックは、自然本性的な実体の現実の構造を決して認識することはできず、ただその実用的な効果を認識することができるに過ぎないとする（ロック（1976）pp.154～6）。つまり、ロックは、本質と偶有との区別を否定する。けだし、本質は、唯名論的な本質に過ぎないからである。ロックにとっての本質とは、ある目的にとって重要な、任意に選択できる実用的なものである。よって、ワイルドは、ロックは個々の実在者の安定的な本質的構造を否定するとする（Wild（1953）pp.128～9）。

第3に、ロックは、本質は現実化に向けた実存的な傾きを規定すると捉えるか。そもそも、（移ろいやすい欲求と区別される）安定的な必要（傾き）という存在論的な構想（道徳的実在主義）は、ロックの主観主義的な道徳理論にそぐわない。従って、ロックの答えは否である（Wild（1953）pp.129）。

第4に、ロックは、人間本性に根拠づけられた普遍的な規範的諸原理（自然法）を認めるのか。実在主義によれば、基本的な必要を常に規定する、安定的な人間本性が存在する。人間は、かかる自然本性的な条件から決して逃れられない。しかし、ロックは、かかる自然本性的な条件という意味での自然法を信じていない。そもそも、第1に、ロックの「自然状態」とは、人々が、共通の同意をもって政治共同体（コモンウェルス）を設定するための開始点に過ぎない（ロック（2010）pp.395～6）。さらに述べれば、ロックの見解においては、自然本性的な実在者が、社会契約という仮定において、自然〔本性的な〕状態から逃れようとしているのである（Wild（1953）p.130、ロック（2019）pp.308～9）。第2に、ロックは、ホッブズ同様、社会に入るにあたって、人間は

一定の自然本性的な力そして自然本性的な自由を放棄するとする。古典的自然法論は、社会が、自然本性的な力及び自由（自然権）を、それが腐敗しない限り、放棄することを求めることはない。第3に、ロックのいう法は、支配権力の制裁によって強制を担保された、支配権力の任意の法令である（ロック（1974）第2巻第28章）。従って、ロックにとって、（道徳）法とは、ホブズと同様、欲求に対する制約として考えられている（ロック（1972）第1巻第3章）。つまり、ロックにおいて、法と自由は対立している。よって、ロックは、自然法という言葉を用いるが、その意味するものは、古典的自然法論のいう自然法と明らかに異なっている。ロックがいう自然法は、神法である。これは、傾きを支える理性の働き（秩序）ではない。これは、「喜びを獲得することについての、神によって定められた一連の随意的の神意」である（Wild（1953）p.131）。よって、ロックの自然法は、古典的自然法論のいう自然法ではない。

第5に、ロックは、実存の充足として、実在主義的に善のカテゴリーを捉えているか。ロックにおいては、善と悪は、喜びと苦痛に他ならない（ロック（1974）第2巻第28章）。喜びを感じないようなものは善ではないし、苦痛を感じないようなものは悪ではない。価値は、純粋に、主観的なもの、つまり、私的なものである。価値は、偶有的なもの、各人独自のものといってもよい。かかる主観主義から、実存の充足を図る善のカテゴリーが導かれるとは、とても考えられない（Wild（1953）p.131）。

## 6. 結 語

以上の歴史的考察から得られた、古典的自然法論の基本的構成要素を、ワイルドとともに、整理してみよう。

第1に、古典的自然法論は何ではないか。以下の4つの点が明らかとなった（Wild（1953）p.132）。

1 - ①：古典的自然法論は、自然〔本性〕を社会生活秩序と対立的に捉えるカオスの状態とは考えない。

1 - ②：古典的自然法論は、本質と偶有との区別、基本的な必要と一時的な欲求との区別を、唯名論の如く否定しない。

1 - ③：古典的自然法論は、規範は人間によって作られるとは考えない。

1 - ④：古典的自然法論は、主観的な喜びを価値とはみなさない（古典的自然法論は、功利主義ではない）。

第2に、古典的自然法論を支える実在主義の5つの特徴が明らかとなった（5つの存在論的テーゼ）（Wild（1953）pp.132～5）。

2 - ①：世界は、全体として互いに支えあっている多様な傾きの秩序である。

2 - ②：個々それぞれの実在者は、その種の他の構成者と共有している本質的な構造によって特徴づけられる。

2 - ③：かかる構造は、その種に共通の、一定の基本的な実存的傾きを規定する。

2 - ④：これら傾きが、歪みや失敗なく実現されるならば、ダイナミックな一般的パターンを導くに違いない。かかるパターンこそが、自然法が意味するところのものである。それは、実存的な構造に基づいており、不変の自然本性的な奨めによって実施される。

2 - ⑤：善と悪は、実在主義的な分類である。実在者が活発な現実化の状態にあることが善である。実在者の基本的な傾きが妨げられ、くじかれるならば、実在者は悪の状態にある。

第3に、かかる実在主義の5つの特徴（存在論的テーゼ）を人間に適用すると、以下の3つの点が導かれる（3つの倫理的テーゼ）（なお、〈2 - ①〉の原理は、他の4つの原理を支えるものであるから、人間的行為を方向づける倫理学において、新たな定式化をする必要はない）（Wild (1953) p.133）。

3 - ①：〈2 - ②〉の原理により、次の点が導かれる。すなわち、①人間本性の共通の特徴、②これら特徴によって規定された傾き、③これら傾きが人間本性にふさわしく現実化することを統べる法則は、あらゆる場所のすべての人間にとって、同一のものである（道徳法あるいは自然法の普遍性）。

3 - ②：〈2 - ③〉と〈2 - ④〉の原理より、次の点が導かれる。すなわち、有徳あるいは義務と一般的に呼ばれる、一定の態様の行為が、追求されなければならない。これらの態様の行為は、任意に定められた法令によるのではなく、人間本性それ自体に基づいて定立される（自然本性に基づいて定立された規範の実在）。

3 - ③：〈2 - ⑤〉の原理により、次の点が導かれる。人間にとっての善は、みずからの自然本性を活性化するものであり、人間生活のもっとも申し分のないそしてもっとも真摯な営みである（人間本性の現実化としての人間にとっての善）。

では、これらの原理を、最初に生み出したのは、誰か。この重要な問題を、ワイルドはどう捉えているのか。次の稿で述べることにしよう。

以上

〔注〕

1) なお、ワイルドは、悪について次のように語る。「本質的な傾きが充足されつつある場合、それら〔本質的な傾き〕は、健全な状況において存在する。それら〔本質的な傾き〕が歪められあるいは妨げられた場合、それらは、まだ存在するが、しかし、不健全なあるいは悪の状態において存在する。善と悪は、実存の様態であり、実存のカテゴリーである」（Wild (1953) p.106）。また、「有限な実在者は、制限的であり、弱く、そして、壊れやすい。それら〔有限な実在者〕は、それら自体だけで存在し、そして、働くことはできない。それら〔有限な実在者〕は、他の実在者の持続的な支えと影響力を求めている。何ものかを動かすことができる影響力とは、その実在者にとっての善である。それを妨げるものが悪である」とも語っている（Wild (1953) p.107）。

2) ワイルドは、フッカーの理論に言及しながら、理性の働きについても次のように述べる。「フッカーは、有限な実存についての傾きの理論を主張する。これらの実存的な傾きは、相互に維持しあい、あるいは、互いのために適合しあう。理性の劣った被造物は、一定の適切な仕方でも働くよう、それらの形相的な自然本性によって、自動的に決定される。人間も、人間的な現実化に向けて、かかる仕方でも初期〔段階〕にお

いては決定される。しかし、かかる現実化は、人間の複雑な自然本性のあらゆる様々な傾きを理解し、そして、適合的な目標に向けて様々な傾きを自発的に導くだけの、人間の理性の能力の方向づけなくして、適合的に達成できることはない」(Wild (1953) p.118)。

3) ペインは、「人間は、より少ない権利を持つためではなく、より善く保障された本来的な権利を持つために、社会の中に入る」とし、ホッブズやロックの見解を批判する (Paine (1999) p.30 [ペイン (1971) p.70])。

#### [参考文献]

- John Wild (1946), *Plato's Theory of Man: An Introduction to the Realistic Philosophy of Culture*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.
- John Wild (1948), *Introduction to Realistic Philosophy*, New York: Harper.
- John Wild (1953), *Plato's Modern Enemies and the Theory of Natural Law*, Chicago: The University of Chicago Press.
- John Wild (1959), *Human Freedom and Social Order: an Essay in Christian Philosophy*, Durham, NC: Duke University Press.
- Thomas Hobbes (ed. Molesworth) (1839), *The English Works of Thomas Hobbes of Malmesbury Volume I*, Wentworth Press.
- Thomas Hobbes (ed. Molesworth) (1841), *The English Works of Thomas Hobbes of Malmesbury Volume II*, Wentworth Press.
- Thomas Hobbes (ed. Molesworth) (1840), *The English Works of Thomas Hobbes of Malmesbury; Volume IV*, Wentworth Press.
- Richard Hooker (1888), *The Laws of Ecclesiastical Polity Book I .- IV .*, London: George Routledge and Sons.
- Thomas Paine (1999), *The Rights of Man*, Dover Publications.
- Thomas Paine (2005), *The Age of Reason*, New York: Cosimo Classics.
- マルクス・アウレリウス (2006) (鈴木照雄訳), 『マルクス・アウレリウス「自省録」』講談社。
- トマス・アクィナス (稲垣良典訳) (1977), 『神学大全 13 II -190-105』創文社。
- フーゴー・グローチウス (一又正雄訳) (1996a), 『戦争と平和の法 第一巻 <復刻版>』酒井書店。
- フーゴー・グローチウス (一又正雄訳) (1996b), 『戦争と平和の法 第二巻 <復刻版>』酒井書店。
- フーゴー・グローチウス (一又正雄訳) (1996c), 『戦争と平和の法 第三巻 <復刻版>』酒井書店。
- 佐々木毅 (2000), 『プラトンの呪縛』講談社学術文庫。
- 平手賢治 (2016), 「トマス主義自然法論とは何か」『法政論叢』第52巻第2号, pp.1～13。
- 平手賢治 (2017), 「アンヘル・ロドリゲス・ルーニョの自然法論」『法政論叢』第53巻第2号, pp.107～123。
- 平手賢治 (2018), 「自然法と行為」『志学館法学』第19号, pp.87～104。
- トマス・ペイン (西川正身訳) (1971), 『人間の権利』岩波書店。
- トマス・ホッブズ (水田洋訳) (1954), 『リヴァイアサン (一)』岩波書店。
- トマス・ホッブズ (水田洋訳) (1964), 『リヴァイアサン (二)』岩波書店。
- トマス・ホッブズ (水田洋訳) (1982), 『リヴァイアサン (三)』岩波書店。
- トマス・ホッブズ (水田洋訳) (1985), 『リヴァイアサン (四)』岩波書店。
- 三島淑臣 (1982), 「第二章 自然法論」, 井上茂=矢崎光圀=田中成明編『青林新講義シリーズ 講義法哲学』青林書院新社, pp.24～45。
- 三島淑臣 (1993), 『現代法律学講座 3 法思想史 [新版]』青林書院。
- 水波朗 (1968), 「書評 カール・ポパー『開いた社会とその敵』第一巻・プラトンの呪文」(Karl R. Popper: *The Open Society and its Enemies, Vol. I - The Spell of Plato*, 1945) ジョン・ワイルド『プラトンの現代の



- 敵と自然法論』(John Wild: *Plato's Modern Enemies and the Theory of Natural Law*, 1964) 九州大学法政学会『法政研究』第34巻4号, pp.147～160。
- 水波朗 (1987), 『ホッブズにおける法と国家』成文堂。
- 水波朗 (2005), 『自然法と洞見知 ——トマス主義法哲学・国法学遺稿集——』創文社。
- 山田秀 (2014), 『ヨハネス・メスナーの自然法思想』成文堂。
- 山田秀 (2015), 「メスナーの伝統的自然法論」『社会と倫理』第30号, pp.105～125。
- マリー・ロスバード (森村進＝森村たまき＝鳥澤円訳) (2003), 『自由の倫理学 ——リバタリアニズムの理論体系——』勁草書房。
- ジョン・ロック (大槻春彦訳) (1972), 『人間知性論 (一)』岩波書店。
- ジョン・ロック (大槻春彦訳) (1974), 『人間知性論 (二)』岩波書店。
- ジョン・ロック (大槻春彦訳) (1976), 『人間知性論 (三)』岩波書店。
- ジョン・ロック (大槻春彦訳) (1977), 『人間知性論 (四)』岩波書店。
- ジョン・ロック (加藤節訳) (2010), 『完訳統治二論』岩波書店。